

# 平成24年度公共用水域及び地下水の水質測定計画

京 都 府

# 目 次

1	目 的 .....	1
2	測定内容 .....	1
	（1）測定の種類	
	（2）測定地点	
	（3）測定期間	
	（4）採水方法	
	（5）測定項目及び測定回数	
	（6）流量測定	
	（7）分析方法	
3	測定機関 .....	3
4	測定結果の数値の取扱い方法 .....	3
	（1）公共用水域	
	（2）地下水	
5	その他 .....	3
	別表1 公共用水域水質測定計画一覧表 .....	4
	別表2 地下水水質測定計画一覧表 .....	8
	別表3 分析方法等 .....	12
	別表4 数値の取扱い方法 .....	18
	別表5 環境基準及び評価方法 .....	24
	別表6 公共用水域における類型指定状況 .....	27
	別図1 公共用水域水質測定地点 .....	29
	別図2 地下水水質測定地点 .....	34

## 1 目的

この計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条第1項の規定により、京都府の区域に属する公共用水域及び地下水の汚濁状況を常時監視するために行う水質の測定について、測定すべき事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものです。

## 2 測定内容

### (1) 測定の種類

#### ア 公共用水域

通年測定、一般測定及び通日測定の3種類とし、内訳は別表1のとおりです。

なお、3種類の調査は、水質調査方法（昭和46年9月30日環水管第30号環境庁水質保全局長通知）に準拠するものとします。

#### イ 地下水

概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査の3種類とし、内訳は別表2のとおりです。

##### (ア) 概況調査の方法

地下水質調査方法（平成元年9月14日環水管第189号環境庁水質保全局長通知別紙）に準拠するものとします。

##### (イ) 汚染井戸周辺地区調査の方法

環境基準値の定められている項目について、原則として、概況調査等において環境基準値を超過等した場合及び継続監視調査において環境基準以下の汚染が確認されている地区において必要に応じて実施し、地下水質調査方法に準拠するものとします。

##### (ウ) 継続監視調査の方法

汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染の継続的な監視等、経年的なモニタリング調査とし、地下水質調査方法に準拠するものとします。

### (2) 測定地点

#### ア 公共用水域

府内61河川106地点、6海域19地点の合計125地点において実施します。

これらの水域及び地点は別表1のとおりであり、地点の位置は別図1に示すとおりです。

#### イ 地下水

概況調査53地点、継続監視調査61地点、継続監視調査において2年間連続して環境基準以下となっている地区を対象に実施する汚染井戸周辺地区調査12地点の合計126地点において実施します。

これらの地点は別表2のとおりであり、地点の位置は別図2に示すとおりです。

ただし、汚染井戸周辺地区調査（概況調査等において環境基準値を超過等した場合に実施するもの）については、原則として、概況調査等により新たに汚染が発見された地域において適当と認められる井戸を選定の上実施するものとします。

(3) 測定期間

平成24年4月から同25年3月までとします。

(4) 採水方法

ア 公共用水域

(ア) 採水日は、採水日前において比較的晴天が続き、水質が安定している日を選ぶものとします。

(イ) 河川の場合、採水は原則として流心とし、水面から水深の2割の深さとします。

(ウ) 海域の場合、外海においては、上層（海面下0.5m）、中層（海面下2m）の2層で採水し、内湾においては、下層（海面下10m又は水深10m未満の場合は、底から1～2m上部）を加えた3層で採水するものとします。

イ 地下水

原則として井戸原水を採水するものとします。

(5) 測定項目及び測定回数

ア 公共用水域

測定水域の自然的、社会的背景を考慮して、各測定地点ごとに別表1に定める測定項目及び回数とします。

イ 地下水

測定地域の自然的、社会的背景を考慮して、各測定地点ごとに別表2に定める測定項目及び回数とします。

ただし、汚染井戸周辺地区調査（概況調査等において環境基準値を超過等した場合に実施するもの）については、概況調査等により新たに汚染が発見された項目及びその関連項目とし、年1回実施するものとします。なお、継続監視調査におけるアルキル水銀の測定は、汚染井戸周辺地区調査で汚染が認められなかった場合省略することとします。

(6) 流量測定

公共用水域においては、採水と併せて流量についても測定することとし、測定地点は別表1のとおりとします。

(7) 分析方法

ア 公共用水域

環境基準項目においては、原則として「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）に基づく方法とし、要監視項目においては、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（平成5年4月28日付環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知）、「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等につい

て」(平成15年11月5日環水企発第031105001号・環水管発第031105001号環境省環境管理局水環境部長通知)又は「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」(平成16年3月31日環水企発第040331003号・環水土発第040331005号環境省環境管理局水環境部長通知)に基づく方法とし、特殊項目においては、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(昭和49年9月30日環境庁告示第64号)に基づく方法とし、また、その他の項目のうち、トリハロメタン生成能においては、「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第五条第二項の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」(平成7年6月16日環境庁告示第30号)に基づく方法とするほか、これ以外の項目においては、日本工業規格、上水試験方法等科学的に確立された分析方法に基づくものとし、別表3によることとします。

#### イ 地下水

環境基準項目においては、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日環境庁告示第10号)に基づく方法とし、要監視項目においては、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」(平成5年4月28日付け環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知)及び「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」(平成16年3月31日環水企発第040331003号・環水土発第040331005号環境省環境管理局水環境部長通知)に基づく方法とし、その他の項目においては、日本工業規格、上水試験方法等科学的に確立された分析方法に基づくものとし、別表3によることとします。

### 3 測定機関

国土交通省、京都府及び京都市の各機関で実施し、その内訳は別表1及び別表2のとおりです。

### 4 測定結果の数値の取扱い方法

#### (1) 公共用水域

平成5年3月29日付け環水規第51号の環境庁水質保全局長通知に基づく方法とし、別表4によることとします。

#### (2) 地下水

平成13年5月31日付け環水企第92号の環境省環境管理局水環境部長通知等に基づく方法とし、別表4によることとします。

### 5 その他

地下水においては、井戸の諸元(井戸の形態、使用目的、井戸深度、ストレーナー位置、地下水位、地盤高)についても、可能な限り調査するものとします。



測定項目		監視項目		特殊項目		その他の項目	
項目	測定項目	項目	監視項目	項目	特殊項目	項目	その他の項目
トリハロメタン生成能							
クロロフィルa							
クロロフィルb							
電気伝導度							
濁度							
陰イオン界面活性剤							
無機性リン							
アンモニア性窒素							
マンガン							
鉄							
銅							
クロム							
ホルムアルデヒド							
フェノール							
ウラン							
全マンガン							
エピクロヒドリン							
塩化ビニルモノマー							
アンチモン							
モリブデン							
ニッケル							
フタル酸ジエチルヘキシル							
キシレン							
トルエン							
クロルニトロフェン							
イプロベンホス							
フェノフカルブ							
ジクロルボス							
EPN							
プロピサミド							
クロルタニル							
オキシニル							
イソプロチオラン							
フェニトロチオン							
ダイアジノン							
イソキサチオン							
pジクロロベンゼン							
1,2ジクロロプロパン							
1,1,2ジクロロエチレン							
クロルホルム							
1,4ジオキサン							
ほう素							
ふっ素							
亜硫酸性窒素							
硝酸性窒素							
セレン							
ベンゼン							
チオベンカルブ							
シマジン							
テトラメチル鉛							
1,3ジクロロプロパン							
1,1ジクロロエチレン							
テトラクロロエチレン							
トリクロロエチレン							













別表3 分析方法等

## 1 公共用水域

区分	項目	河川	海域
		分析方法	分析方法
生活環境項目	pH	告示第59号に基づく方法 (規格12.1)	同 左
	BOD	告示第59号に基づく方法 (「規格21及び32.1」又は「規格21及び32.3」)	—
	COD	告示第59号に基づく方法 (規格17)	同 左
	SS	規格14.1又は 告示第59号に基づく方法 (付表9)	—
	DO	告示第59号に基づく方法 (規格32又は隔膜電極法)	同 左
	大腸菌群数	告示第59号に基づく方法 (別表2 備考4、BGLB培地によるMPN法)	同 左
	n-ヘキサン抽出物質	規格24.2、24.4又は 告示第59号に基づく方法 (付表11)	同 左
	全窒素	告示第59号に準じる方法又は (規格45.2、45.3又は45.4) 自動分析(河川水質試験方法(案))	同 左
	全リン	告示第59号に準じる方法又は (規格46.3) 自動分析(河川水質試験方法(案))	同 左
	全亜鉛	告示第59号に基づく方法 (規格53又は付表10)	同 左
健康項目	カドミウム	告示第59号に基づく方法 (規格55.2、55.3又は55.4)	同 左
	全シアン	告示第59号に基づく方法 (「規格38.1.2及び38.2」又は「規格38.1.2及び38.3」) 自動分析(河川水質試験方法(案))	同 左
	鉛	告示第59号に基づく方法 (規格54)	同 左
	六価クロム	告示第59号に基づく方法 (規格65.2)	同 左
	砒素	告示第59号に基づく方法 (規格61.2、61.3又は61.4)	同 左
	総水銀	規格66.1又は 告示第59号に基づく方法 (付表1)	同 左
	アルキル水銀	規格66.2又は 告示第59号に基づく方法 (付表2)	同 左
	PCB	JIS K0093又は 告示第59号に基づく方法 (付表3)	同 左
	ジクロロメタン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2)	同 左
	四塩化炭素	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)	同 左
1,2-ジクロロエタン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2)	同 左	
1,1-ジクロロエチレン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2)	同 左	
シス-1,2-ジクロロエチレン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2)	同 左	
1,1,1-トリクロロエタン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)	同 左	

区分	項目	河川	海城
		分析方 法	分析方 法
健	1,1,2-トリクロロエタン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)	同 左
	トリクロロエチレン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)	同 左
	テトラクロロエチレン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)	同 左
康	1,3-ジクロロプロペン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.1)	同 左
	チウラム	告示第59号に基づく方法 (付表4)	同 左
	シマジソ	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 告示第59号に基づく方法 (付表5の第1又は第2)	同 左
項	チオベンカルブ	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 告示第59号に基づく方法 (付表5の第1又は第2)	同 左
	ベンゼン	上水試験方法VI-4 3.4又は 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2)	同 左
	セレン	告示第59号に基づく(準じる)方法 (規格67.2、67.3及び67.4)	同 左
目	硝酸性窒素	告示第59号に基づく(準じる)方法又は (規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5) 自動分析(河川水質試験方法(案))	同 左
	亜硝酸性窒素	告示第59号に基づく(準じる)方法又は (規格43.1) 自動分析(河川水質試験方法(案))	同 左
	ふっ素	告示第59号に基づく方法又は (規格34.1又は付表6) 自動分析(河川水質試験方法(案))	—
	ほう素	上水試験方法VI-3 4.2、VI-3 4.3及び 告示第59号に基づく方法 (規格47.1、47.3、47.4)	—
	1,4-ジオキサン	告示第59号に基づく方法 (付表7)	同 左
	クロロホルム	上水試験方法VI-4 3.4及び 環境庁通知に基づく方法 (JIS K0125 5.1又は5.2)	—
監	トランス-1,2-ジクロロエチレン	上水試験方法VI-4 3.4及び 環境庁通知に基づく方法 (JIS K0125 5.1又は5.2)	—
	1,2-ジクロロプロパン	上水試験方法VI-4 3.4及び 環境庁通知に基づく方法 (JIS K0125 5.1又は5.2)	—
視	p-ジクロロベンゼン	上水試験方法VI-4 3.4及び 環境庁通知に基づく方法 (JIS K0125 5.1又は5.2)	—
	イソキサチオン	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—
目	ダイアジノン	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—

区分	項目	河川	海域
		分析 方法	分析 方法
要	フェニトロチオン (MEP)	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—
	イソプロチオラン	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—
	オキシシン銅	環境庁通知に基づく方法 (付表2)	—
監	クロタロニル (TPN)	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—
	プロピザミド	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—
	EPN	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—
視	ジクロロボス (DDVP)	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—
	フェノブカルブ (BPMC)	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—
	イプロベンホス (IBP)	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—
項	クロルニトロフェン (CNP)	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—
	トルエン	上水試験方法VI-4 3.4及び 環境庁通知に基づく方法 (JIS K0125 5.1又は5.2)	—
	キシレン	上水試験方法VI-4 3.4及び 環境庁通知に基づく方法 (JIS K0125 5.1又は5.2)	—
目	フタル酸ジエチルヘキシル	上水試験方法VI-4 14.3及び 環境庁通知に基づく方法 (付表3の第1又は第2)	—
	ニッケル	規格59.2、59.4又は 環境庁通知に基づく方法 (規格59.3又は付表4若しくは付表5)	—
	モリブデン	環境庁通知に基づく方法 (規格68.2、68.3又は付表4若しくは付表5)	—
	アンチモン	環境庁通知に基づく方法又は (規格62.2、62.4又は付表6) 環境省通知(ロ)に基づく方法 (付表5の第1、第2又は第3)	—

区分	項目	河川	海域
		分析 方法	分析 方法
要 監 視 項 目	塩化ビニルモノマー	環境省通知(ロ)に基づく方法 (付表1)	—
	エピクロロヒドリン	環境省通知(ロ)に基づく方法 (付表2)	—
	全マンガン	環境省通知(ロ)に基づく方法 (規格56.4又は56.5)	—
	ウラン	環境省通知(ロ)に基づく方法 (付表4の第1又は第2)	—
	フェノール	環境省通知(イ)に基づく(準じる)方法 (付表1)	—
	ホルムアルデヒド	環境省通知(イ)に基づく方法 (付表1、2)	—
特 殊 項 目	クロム	告示第64号に基づく方法 (規格65.1)	—
	銅	告示第64号に基づく方法 (規格52.2、52.3、52.4又は52.5)	—
	鉄	告示第64号に基づく方法又は (規格57.2、57.3又は57.4) ICP質量分析法(河川水質試験方法(案))	—
	マンガン	告示第64号に基づく方法 (規格56.2、56.3、56.4又は56.5)	—
	フェノール類	告示第64号に基づく方法又は (規格28.1) 自動分析(河川水質試験方法(案))	—
そ の 他 の 項 目	アンモニア性窒素	規格42.1、42.2又は42.5に基づく(準じる)方法 若しくは自動分析(河川水質試験方法(案))	同 左
	無機性リン	規格46.1.1に基づく(準じる)方法又は 自動分析(河川水質試験方法(案))	同 左
	陰イオン界面活性剤	規格30.1に基づく方法又は 自動分析(河川水質試験方法(案))	—
	濁度	上水試験方法IV-1 3.2.4に基づく方法又は JIS K0101 9.4	同 左
	電気伝導度	規格13に基づく方法	同 左
	C1イオン	規格35.1又は35.3に基づく方法若しくは 自動分析(河川水質試験方法(案))	同 左
	クロロフィルa	上水試験方法VI-4 27.2に基づく方法又は 海洋環境調査法9.2.4に定める方	海洋環境調査法9.2.4に定める方法
	トリハロメタン生成能	告示第30号に基づく方法	—
一 般 項 目	気温	規格7.1に基づく方法	同 左
	水温	規格7.2に基づく方法	同 左
	外観	規格8に準じる方法	同 左
	臭気	上水試験方法VI-1 7.2に基づく方法又は 規格10.1に準じる方法	同 左
	透視度	規格9に基づく方法	同 左
	透明度	河川水質試験方法(案) 1.2	海洋観測指針による方法

- 注) 1: 「JIS」とは、『日本工業規格』をいう。  
2: 「規格」とは、『日本工業規格K0102』をいう。  
3: 「告示第59号」とは、『水質汚濁に係る環境基準について』(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)をいう。  
4: 「告示第64号」とは、『排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法』(昭和49年9月30日環境庁告示第64号)をいう。  
5: 「告示第30号」とは、『特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第五条第二項に基づく環境大臣が定める検定方法』(平成7年6月16日環境庁告示第30号)をいう。  
6: 「環境庁通知」とは、『水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について』(平成5年4月28日環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知)をいう。  
7: 「環境省通知(イ)」とは、『水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について』(平成15年11月5日環水企発第031105001号・環水管発第031105001号環境省環境管理水環境部長通知)をいう。  
8: 「環境省通知(ロ)」とは、『水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について』(平成16年3月31日環水企発第040331003号・環水土発第040331005号環境省環境管理水環境部長通知)をいう。  
9: 「環水管第27号・環水規第21号」とは、『環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法及び水質汚濁防止法施行規則第6条の2に基づき環境庁長官が定める検定方法について』(平成6年1月25日環水規第27号・環水規第21号環境庁水質保全局水質管理・水質規制課長連名通知)をいう。  
10: 河川水質試験方法(案)とは、全国の一般河川及び湖沼の主要部において実施している水質調査に適用する試験方法を標準化することを主目的とし、建設省監修のもと、建設省建設技術協議会水質連絡会及び財団法人河川環境管理財団により編集されたものをいう。(1997)  
11: 特殊項目の鉄、マンガンについて国土交通省及び京都市は溶解性鉄、溶解性マンガンを実施

## 2 地下水

区分	項目	分析 方 法
環	カドミウム	告示第10号に基づく方法 (規格55.2、55.3又は55.4)
	全シアン	告示第10号に基づく方法 (「規格38.1.2及び38.2」又は「規格38.1.2及び38.3」)
	鉛	告示第10号に基づく方法 (規格54)
	六価クロム	告示第10号に基づく方法 (規格65.2)
	砒素	上水試験方法VI-3 17.3及び 告示第10号に準じる方法 (規格61.2、61.3又は61.4)
	総水銀	告示第10号に基づく方法 (告示第59号の付表1)
境	アルキル水銀	告示第10号に基づく方法 (告示第59号の付表2)
	PCB	告示第10号に基づく方法 (告示第59号の付表3)
	ジクロロメタン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2)
基	四塩化炭素	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)
	塩化ビニルモノマー	告示第10号に基づく方法 (付表)
	1,2-ジクロロエタン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2)
	1,1-ジクロロエチレン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2)
準	シス-1,2-ジクロロエチレン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2)
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1)
	1,1,1-トリクロロエタン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)
項	1,1,2-トリクロロエタン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)
	トリクロロエチレン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)
	テトラクロロエチレン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)
目	1,3-ジクロロプロペン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1)
	チウラム	告示第10号に基づく方法 (告示第59号の付表4)
	シマジン	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 告示第10号に基づく方法 (告示第59号の付表5の第1又は第2)
	チオベンカルブ	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 告示第10号に基づく方法 (告示第59号の付表5の第1又は第2)

区分	項目	分析方 法
環 境 基 準 項 目	ベンゼン	上水試験方法VI-4 3.4又は 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2)
	セレン	告示第10号に基づく方法 (規格67.2、67.3又は67.4)
	硝酸性窒素	告示第10号に準じる方法 (規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5)
	亜硝酸性窒素	告示第10号に準じる方法 (規格43.1)
	ふっ素	告示第10号に基づく方法 (規格34.1、規格34.1c)(注(6)第三文を除く。)又は告示第59号 の付表6)
	ほう素	上水試験方法 VI-3 4.3及び 告示第10号に基づく方法 (規格47.1、47.3又は47.4)
	1,4-ジオキサン	告示第10号に基づく方法 (告示第59号の付表7)
その他	pH	規格12.1に基づく方法

- 注) 1: 「JIS」とは、『日本工業規格』をいう。  
2: 「規格」とは、『日本工業規格K0102』をいう。  
3: 「告示第59号」とは、『水質汚濁に係る環境基準について』(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)をいう。  
4: 「告示第10号」とは、『地下水の水質汚濁に係る環境基準について』(平成9年3月13日環境庁告示第10号)をいう。  
5: 「環境省通知」とは、『水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について』(平成16年3月31日環水企発第040331003号・環水土発第040331005号環境省環境管理局水環境部長通知)をいう。

## 別表 4 数値の取扱い方法

### 1 公共用水域

『公共用水域水質測定結果の報告について』  
 (平成5年3月29日環水規第51号環境庁  
 水質保全局長通知)に基づき、平成5年度結  
 果から本取扱いを用いる。

区分 \ 項目	生活環境項目	健康項目	要監視項目・特殊項目等
報告下限値 (記載方法)	下表のとおり		
有効数字等	① 報告下限値未満の数値は、「報告下限値未満」(記載例「<0.1」)とする。 ② 有効数字は2桁とし、3桁目以下を切捨てる。 ③ 報告下限値の桁を下回る桁は切捨てる。 ④ 告示において環境基準値が2物質の和とされている環境基準項目については、2物質の測定値の合計値を求めた後、上記②、③の桁数処理を行う。ただし、2物質の測定値の何れか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に変えて、報告下限値の数値を測定値として扱う。		
	① pHの小数第2位を四捨五入し、小数点以下1桁までとする。 ② 大腸菌群数は指数表示とする。	-	① 気温・水温は小数点以下1桁とする。 ② 流量は小数点以下2桁とする。
平均値	有効数字は2桁とし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は四捨五入して報告下限値の桁までとする。		
	報告下限値未満の数値は報告下限値の数値として扱い、平均値を算出する。		① 気温・水温・流量等は生活環境項目に準ずる。 ② 要監視項目・特殊項目等は報告下限値以上の日間平均値の年間平均値として取扱う。

## 報告下限値及び記載方法

区分	項目	環境基準値等	報告下限値	記載方法		
				有効数字	小数点以下	報告下限値未満
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	6.0以上8.5以下	—	—桁	1桁まで	—
	生物化学的酸素要求量(BOD)	1以下～10以下	0.5	2	1	<0.5
	化学的酸素要求量(COD)	2以下～8以下	0.5	2	1	<0.5
	浮遊物質 (SS)	25以下～100以下	1	2	整数	<1
	溶存酸素量 (DO)	2以上～7.5以上	0.5	2	1	<0.5
	大腸菌群数	50以下～ 5,000以下	1.8E00	2	1 (指数表示)	<1.8E00
	n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	0.5	2	1	<0.5
	全窒素	0.2以下～1以下	0.05	2	2	<0.05
	全 <sup>りん</sup> 磷	0.02以下～ 0.09以下	0.003	2	3	<0.003
	全亜鉛	0.01以下～ 0.03以下	0.001	2	3	<0.001
健康項目	カドミウム (Cd)	0.003以下	0.0003	2	4	<0.0003
	全シアン (CN)	検出されないこと	0.1	2	1	<0.1
	鉛 (Pb)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005
	六価クロム (Cr6+)	0.05以下	0.02	2	2	<0.02
	砒素 (As)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005
	総水銀 (THg)	0.0005以下	0.0005	2	4	<0.0005
	アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	2	4	<0.0005
	PCB	検出されないこと	0.0005	2	4	<0.0005
	ジクロロメタン	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	四塩化炭素	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0004	2	4	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	0.01	2	2	<0.01
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004	2	3	<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	0.1	2	1	<0.1
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006
	トリクロロエチレン	0.03以下	0.003	2	3	<0.003
	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	チウラム	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006
	シマジン	0.003以下	0.0003	2	4	<0.0003
	チオベンカルブ	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	ベンゼン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001
	セレン	0.01以下	0.002	2	3	<0.002
	亜硝酸性窒素	計10以下	0.01	2	2	<0.01
	硝酸性窒素		0.01	2	2	<0.01
	ふっ素	0.8以下	0.08	2	2	<0.08
	ほう素	1以下	0.1	2	1	<0.1
	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005	2	3	<0.005

区分	項目	環境基準値等	報告下限値	記載方法			
				有効数字	小数点以下	報告下限値未満	
要 監 視 項 目	クロロホルム	0.06以下	0.006	2	3	<0.006	
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004	2	3	<0.004	
	1,2-ジクロロプロパン	0.06以下	0.006	2	3	<0.006	
	p-ジクロロベンゼン	0.2以下	0.02	2	2	<0.02	
	イソキサチオン	0.008以下	0.0008	2	4	<0.0008	
	ダイアジノン	0.005以下	0.0005	2	4	<0.0005	
	フェニトロチオン (MEP)	0.003以下	0.0003	2	4	<0.0003	
	イソプロチオラン	0.04以下	0.004	2	3	<0.004	
	オキシソル	0.04以下	0.004	2	3	<0.004	
	クロロタロニル (TPN)	0.05以下	0.005	2	3	<0.005	
	プロピザミド	0.008以下	0.0008	2	4	<0.0008	
	EPN	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006	
	ジクロロボス (DDVP)	0.008以下	0.0008	2	4	<0.0008	
	フェノブカルブ (BPMC)	0.03以下	0.003	2	3	<0.003	
	イプロベンホス (IBP)	0.008以下	0.0008	2	4	<0.0008	
	クロルニトロフェン (CNP)	—	0.0001	2	4	<0.0001	
	トルエン	0.6以下	0.06	2	2	<0.06	
	キシレン	0.4以下	0.04	2	2	<0.04	
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06以下	0.006	2	3	<0.006	
	ニッケル	—	0.005	2	3	<0.005	
	モリブデン	0.07以下	0.007	2	3	<0.007	
	アンチモン	0.02以下	0.002	2	3	<0.002	
	塩化ビニルモノマー	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002	
	エピクロロヒドリン	0.0004以下	0.00003	2	5	<0.00003	
	全マンガン	0.2以下	0.01	2	2	<0.01	
	ウラン	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002	
	フェノール	0.01以下～2以下	0.001	2	3	<0.001	
	ホルムアルデヒド	0.03以下～1以下	0.1	2	1	<0.1	
	特 殊 項 目	クロム	—	0.01	2	2	<0.01
		銅	—	0.01	2	2	<0.01
鉄		—	0.01	2	2	<0.01	
マンガン		—	0.01	2	2	<0.01	
フェノール類		—	0.01	2	2	<0.01	
そ の 他 の 項 目	アンモニア性窒素	—	0.01	2	2	<0.01	
	無機性りん	—	0.002	2	3	<0.002	
	陰イオン界面活性剤	—	0.01	2	2	<0.01	
	濁度	—	—	2	1	—	
	電気伝導度	—	—	2	整数	—	
	Clイオン	—	—	2	1	—	
	クロロフィル a	—	0.1	2	1	<0.1	
	トリハロメタン生成能 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</span> <ul style="list-style-type: none"> <li>クロロホルム生成能</li> <li>ブromジクロロメタン生成能</li> <li>ジブromクロロメタン生成能</li> <li>ブromホルム生成能</li> </ul>	—	0.004	2	3	<0.004	
	—	0.001	2	3	<0.001		

区分	項目	環境基準値等	報告下限値	記載方法		
				有効数字	小数点以下	報告下限値未満
一般項目	気温	—	—	—	1	—
	水温	—	—	—	1	—
	流量	—	—	—	2	—
	採取水深	—	—	—	1	—
	全水深	—	—	—	1	—
	透視度	—	—	2	整数	—
	透明度	—	—	2	1	—
	塩分	—	—	2	1	—

- 注) 1 単位：大腸菌群数 (MPN/100ml)、流量 (m<sup>3</sup>/s)、気温・水温 (°C)、透明度 (m)、透視度 (cm)、電気伝導度 (μS/cm)、塩分 (‰)、濁度 (度)、クロロフィルa (μg/l) 上記及びpH以外は (mg/l) である。
- 2 要監視項目については指針値
- 3 特殊項目の鉄、マンガンについて国土交通省及び京都市は溶解性鉄、溶解性マンガンを実施

## 2 地 下 水

『環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について』（平成13年5月31日環水企第92号環境省環境管理局水環境部長通知）に基づくほか、規定のない事項については『公共用水域水質測定結果の報告について』（平成5年3月29日環水規第51号環境庁水質保全局長通知）に基づき、次のとおり取り扱うものとする。

区分 \ 項目	環 境 基 準 項 目	要監視項目及びその他の項目
報告下限値（記載方法含む）	下 表 の と お り	
有 効 数 字 等	① 報告下限値未満の数値は、「報告下限値未満」（記載例「<0.1」）とする。 ② 有効数字は2桁とし、3桁目以下を切捨てる。 ③ 報告下限値の桁を下回る桁は切捨てる。 ④ 告示または地下水告示において環境基準値が2物質の和とされている環境基準項目については、2物質の測定値の合計値を求めた後、上記②、③の桁数処理を行う。ただし、2物質の測定値の何れか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に変えて、報告下限値の数値を測定値として扱う。	
	—	pHは小数第2位を四捨五入し、小数点以下1桁までとする。
平 均 値	① 有効数字は2桁とし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は四捨五入して報告下限値の桁までとする。 ② 報告下限値未満の数値は報告下限値として扱い、平均値を算出する。	

報告下限値及び記載方法

区分	項目	環境基準値等	報告下限値	記載方法			
				有効数字	小数点以下	報告下限値未満	
環境基準項目	カドミウム (Cd)	0.003以下	0.0003	2桁	4桁まで	<0.0003	
	全シアン (CN)	検出されないこと	0.1	2	1	<0.1	
	鉛 (Pb)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005	
	六価クロム (Cr <sup>6+</sup> )	0.05以下	0.02	2	2	<0.02	
	砒素 (As)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005	
	総水銀 (T-Hg)	0.0005以下	0.0005	2	4	<0.0005	
	アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	2	4	<0.0005	
	PCB	検出されないこと	0.0005	2	4	<0.0005	
	ジクロロメタン	0.02以下	0.002	2	3	<0.002	
	四塩化炭素	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002	
	塩化ビニルモノマー	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002	
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0004	2	4	<0.0004	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	0.01	2	2	<0.01	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	計0.04以下	0.002	2	3	<0.002	
	トランス-1,2-ジクロロエチレン		0.002	2	3	<0.002	
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	0.1	2	1	<0.1	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006	
	トリクロロエチレン	0.03以下	0.003	2	3	<0.003	
	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002	
	チウラム	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006	
	シマジン	0.003以下	0.0003	2	4	<0.0003	
	チオベンカルブ	0.02以下	0.002	2	3	<0.002	
	ベンゼン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001	
	セレン	0.01以下	0.002	2	3	<0.002	
	硝酸性窒素	計10以下	0.01	2	2	<0.01	
	亜硝酸性窒素		0.01	2	2	<0.01	
	ふっ素	0.8以下	0.08	2	2	<0.08	
	ほう素	1以下	0.1	2	1	<0.1	
	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005	2	3	<0.005	
	その他の項目	水素イオン濃度 (pH)	—	—		1	—

注) 1 単位 : mg/L

2 要監視項目については指針値

## 別表5 環境基準値及び評価方法

### 1 公共用水域

#### (1) 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/1以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/1以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03mg/1以下
鉛	0.01mg/1以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下
六価クロム	0.05mg/1以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/1以下
砒素	0.01mg/1以下	チウラム	0.006mg/1以下
総水銀	0.0005mg/1以下	シマジン	0.003mg/1以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/1以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/1以下
ジクロロメタン	0.02mg/1以下	セレン	0.01mg/1以下
四塩化炭素	0.002mg/1以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/1以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/1以下	ふっ素	0.8mg/1以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/1以下	ほう素	1mg/1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/1以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/1以下		

#### 備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

#### (2) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

##### ア 河川（湖沼を除く）

###### a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要 求量(BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/1以下	25mg/1以下	7.5mg/1以上	50MPN/100ml 以下
A	水道2級水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2mg/1以下	25mg/1以下	7.5mg/1以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道3級水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/1以下	25mg/1以下	5mg/1以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産3級工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	4mg/1以下	50mg/1以下	5mg/1以上	—
D	工業用水2級農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	5mg/1以下	100mg/1以下	2mg/1以上	—
E	工業用水3級環境保全	6.0以上8.5以下	6mg/1以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/1以上	—

#### 備考

- 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
  - 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/1以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
  - 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
  - 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
  - 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
  - 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
  - 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
  - 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
  - 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
  - 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
  - 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/1以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/1以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1以下

備考1 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

## イ 海域

a

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級水浴自然環境 保全及びB以下の欄に 掲げるもの	7.8以上8.3以下	2mg/1以下	7.5mg/1以上	1,000MPN/100ml以下	検出されないこと。
B	水産2級工業用水及び Cの欄に掲げるもの	7.8以上8.3以下	3mg/1以下	5mg/1以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上8.3以下	8mg/1以下	2mg/1以上	—	—

備考

- 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100ml以下とする。
- 類型指定された水域におけるCODの環境基準達成状況の年間評価については、当該水域の環境基準点において、日間平均値の75%値が当該水域があてはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成していると判断する。複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。また、この場合の日間平均値については、2層以上で採取する場合は、全層平均値を採用する。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用  
 3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/1以下	0.02mg/1以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/1以下	0.03mg/1以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/1以下	0.05mg/1以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/1以下	0.09mg/1以下

備考

- 基準値は、年間平均値とする。
- 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
- 類型指定された水域における全窒素及び全燐の環境基準達成状況の年間評価は、当該水域の環境基準点において、表層の年間平均値が当該水域があてはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。複数の環境基準点を持つ水域については、当該水域内の各環境基準点における表層の年間平均値を、当該水域内のすべての環境基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/1以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/1以下

備考1 基準値は年間平均値とする。

注) 水生生物保全に係る環境基準については、平成15年11月5日付け告示により追加設定されたものである。

### (3) 要監視項目及び指針値

項 目	基 準 値
ク ロ ロ ホ ル ム	0.06mg/1以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/1以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/1以下
イソキサチオン	0.008mg/1以下
ダイアジノン	0.005mg/1以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/1以下
イソプロチオラン	0.04mg/1以下
オキシシン銅	0.04mg/1以下
クロロタロニル (TPN)	0.05mg/1以下
プロピザミド	0.008mg/1以下
EPN	0.006mg/1以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008mg/1以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/1以下

項 目	基 準 値
イプロベンホス (IBP)	0.008mg/1以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6mg/1以下
キシレン	0.4mg/1以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/1以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07mg/1以下
アンチモン	0.02mg/1以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/1以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/1以下
全マンガン	0.2mg/1以下
ウラン	0.002mg/1以下
フェノール	0.01~2mg/1以下
ホルムアルデヒド	0.03~1mg/1以下

## 2 地下水

### (1) 地下水の環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/1以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/1以下
六価クロム	0.05mg/1以下
砒素	0.01mg/1以下
総水銀	0.0005mg/1以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/1以下
四塩化炭素	0.002mg/1以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/1以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/1以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/1以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/1以下

項 目	基 準 値
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/1以下
トリクロロエチレン	0.03mg/1以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下
1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/1以下
チウラム	0.006mg/1以下
シマジン	0.003mg/1以下
チオベンカルブ	0.02mg/1以下
ベンゼン	0.01mg/1以下
セレン	0.01mg/1以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/1以下
ふつ素	0.8mg/1以下
ほう素	1mg/1以下
1,4-ジオキサ	0.05mg/1以下

#### 備 考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 3 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

# 別表6 公共用水域における類型指定状況

## (1) 河川

あてはめ 水域名	生活環境の保全に関する環境基準						環境基準地点名	範囲	備考
	(BOD等5項目)			(水生生物の保全に係る項目)					
	類型	達成 期間	指定年月日	類型	達成 期間	指定年月日			
宇治川(1)	A	ハ	関45.9.1	生物B	イ	環21.11.30	隠元橋	山科川合流点より上流	
宇治川(2)	B	ハ	"	生物B	イ	"	淀川御幸橋	山科川合流点から三川合流点まで	山科川合流点を含む。
桂川上流	A	イ	"	桂川上流(1) 生物A	イ	府22.12.28	渡月橋 桂川上流(1): 八千代橋 桂川上流(2): 渡月橋	渡月橋より上流 (水生生物の保全に係る項目の桂川上流(1): 世木ダムより上流、桂川上流(2): 世木ダムより 下流)	渡月橋を含む。
				桂川上流(2) 生物B	イ	"			
桂川下流(1)	A	イ	関45.9.1 (府22.12.28)	生物B	イ	"	西大橋	渡月橋から天神川合流点まで	
桂川下流(2)	A	イ	関45.9.1 (府8.3.29, 府22.12.28)	生物B	イ	"	宮前橋	天神川合流点から宇治川合流点まで	天神川合流点を含む。
鴨川上流(1)	A	イ	関45.9.1 (府53.3.24, 府22.12.28)				出町橋	高野川合流点より上流	高野川合流点を含む。
鴨川上流(2)	A	イ	関45.9.1 (府53.3.24, 府8.3.29)				三条大橋	高野川合流点から勸進橋まで	勸進橋を含む。
鴨川下流	A	イ	関45.9.1 (府8.3.29, 府22.12.28)				京川橋	勸進橋より下流	
木津川(2)	A	口	環47.11.6	生物B	イ	環21.11.30	笹瀬橋	久米川合流点から名張川合流点まで	
木津川(3)	A	イ	"	生物B	イ	"	恭仁大橋 玉水橋 木津川御幸橋	名張川合流点から淀川合流点まで	名張川合流点を含む。
由良川上流	AA	イ	府49.4.1	生物A	イ	府22.12.28	安野橋	大野ダムより上流	
由良川下流	A	イ	"	生物B	イ	"	山家橋 以久田橋 音無瀬橋 波美橋 由良川橋	大野ダムより下流	
野田川	A	口	府51.7.20				六反田橋 堂谷橋	全域	
竹野川	B	イ	府52.3.25 (府22.12.28)				荒木野橋	全域	
小畑川上流	A	イ	府53.3.24 (府22.12.28)				京都市・長岡京市境界点	京都市と長岡京市の境界より上流	京都市と長岡京市の境界を含む。
小畑川下流	A	イ	府53.3.24 (府8.3.29, 府22.12.28)				小畑橋	京都市と長岡京市の境界より下流	
大谷川	B	口	府53.3.24 (府22.12.28)				二ノ橋	全域	
高野川上流	AA	イ	府53.3.24				三宅橋	花園川合流点より上流	花園川合流点を含む。
高野川下流	A	イ	府53.3.24 (府8.3.29)				河合橋	花園川合流点より下流	
清滝川	AA	イ	府53.3.24				落合橋	全域	
田原川	A	イ	府8.3.29 (府22.12.28)				蛭橋	全域	
弓削川	A	イ	府8.3.29				寺田橋	全域	
園部川	A	イ	府8.3.29 (府22.12.28)				神田橋	全域	
犬飼川	A	イ	"				並河橋	全域	
有栖川	A	イ	"				梅津新橋	全域	
天神川	A	イ	"				西京極橋	全域	
和束川	A	イ	府8.3.29				菜切橋	全域	
棚野川	A	イ	"				和泉大橋	全域	
高屋川	A	イ	"				黒瀬橋	全域	
上林川	A	イ	"				五郎橋	全域	
八田川	A	イ	"				八田川橋	全域	
犀川	A	イ	"				小貝橋	全域	
土師川	A	イ	"				土師橋	全域	
牧川	A	イ	"				天津橋	全域	
宮川	A	イ	"				宮川橋	全域	
伊佐津川	A	イ	"				相生橋	全域	
河辺川	A	イ	"				第一河辺川橋	全域	
大手川	A	口	"				京口橋	全域	
福田川	A	イ	"				新川橋	全域	
宇川	A	イ	"				宇川橋	全域	
佐濃谷川	A	イ	府8.3.29 (府22.12.28)				高橋橋	全域	

(注) 1 設定の種類及び年月日、見直しの状況:「関」は閣議決定、「環」は環境庁(環境省)告示、「府」は京都府告示  
 2 達成期間:「イ」は直ちに達成、「口」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を越える期間で可及的速やかに達成

## (2) 海域

あてはめ水域名	設定の種類及び年月日	見直しの状況	該当類型及び達成期間	地点統一番号	環境基準地点名	範囲
舞鶴湾(1)	府50.3.18		Aハ	601-1	N 35° -29' -34" MA-3 E 135° -23' -20" (念仏鼻地先)	別記1の(1)の水域
				601-2	N 35° -28' -19" MA-4 E 135° -19' -38" (檜崎地先)	
舞鶴湾(2)	"		Aイ	602-1	N 35° -30' -58" MA-1 E 135° -20' -12" (キンギョ鼻地先)	別記1の(2)の水域
				602-2	N 35° -29' -47" MA-2 E 135° -21' -26" (恵比須崎地先)	
若狭湾西部宮津湾	府51.7.20		Aロ	603-1	N 35° -34' -59" M-1 E 135° -12' -50" (江尻地先)	別記2の(1)の水域
				603-2	N 35° -32' -31" M-2 E 135° -11' -53" (島崎地先)	
若狭湾西部阿蘇海	"		Bハ	604-1	N 35° -33' -41" A-1 E 135° -09' -50" (野田川流入点)	別記2の(2)の水域
				604-2	N 35° -34' -03" A-2 E 135° -10' -46" (中央部)	
				604-3	N 35° -34' -41" A-3 E 135° -11' -33" (溝尻地先)	
若狭湾西部若狭湾	"		Aイ	605-1	N 35° -32' -17" W-1 E 135° -17' -50" (栗田湾沖)	別記2の(3)の水域
				605-2	N 35° -38' -05" W-2 E 135° -16' -04" (波見崎沖)	
				605-3	N 35° -40' -30" W-3 E 135° -19' -12" (鷺崎沖)	
山陰海岸東部	府52.3.25		Aイ	606-1	N 35° -45' -05" S-1 E 135° -06' -40" (竹野川沖)	別記3の(1)の水域
山陰海岸				606-2	N 35° -39' -17" S-2 E 134° -54' -57" (久美浜湾沖)	
山陰海岸東部	"		Aロ	607-1	N 35° -38' -21" K-1 E 134° -54' -02" (湾口部)	別記3の(2)の水域
久美浜湾				607-2	N 35° -36' -45" K-4 E 134° -54' -02" (湾奥部)	

### 別記

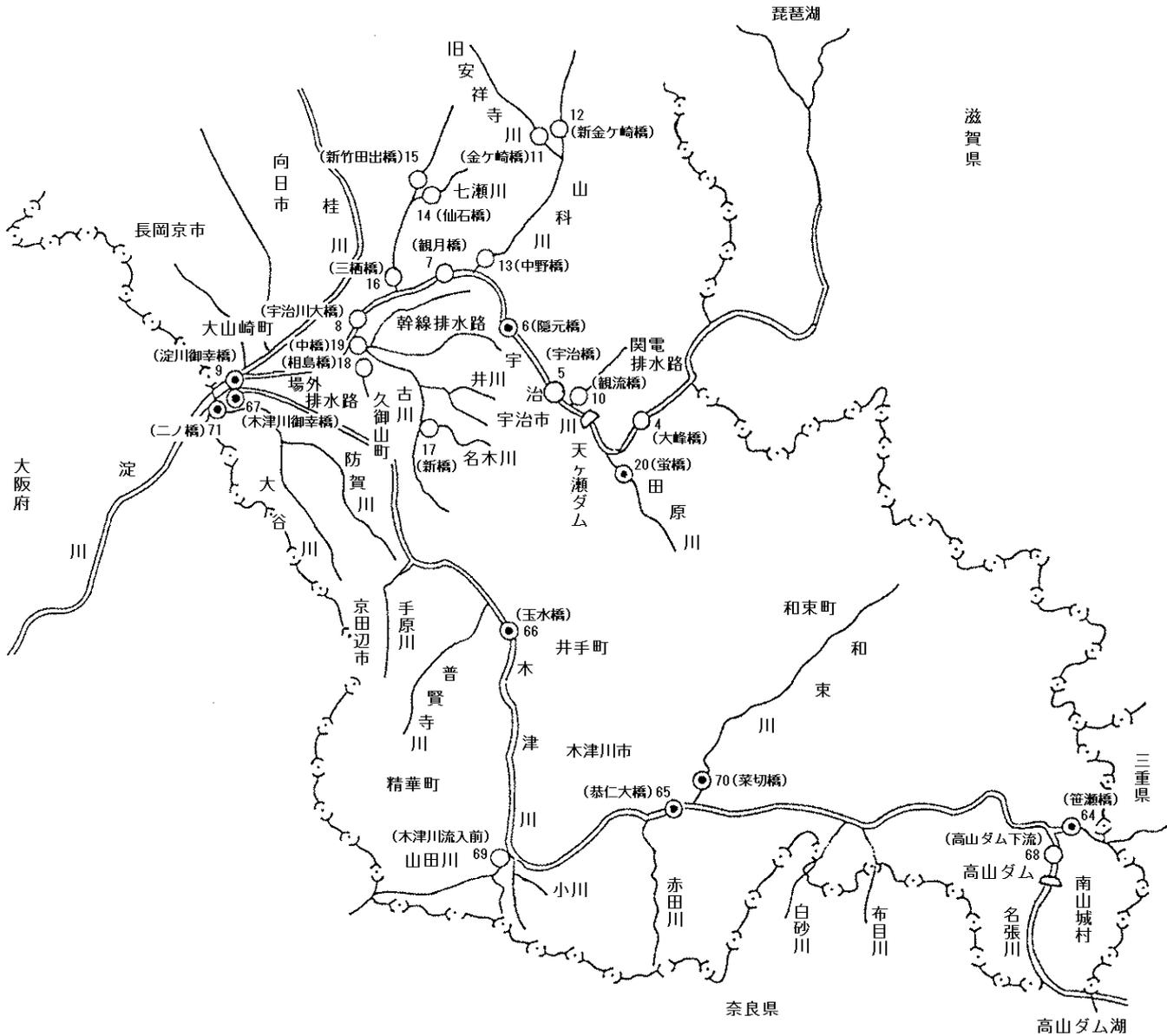
- (1) 舞鶴市捨松塔から279度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域並びに同市ミヨ崎から190度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域である(舞鶴湾(1))。
- (2) 舞鶴市金ヶ塔から0度に引いた線、同市博実岬から270度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域のうち、舞鶴湾(1)に係る部分を除いた水域である(舞鶴湾(2))。
- 若狭湾西部水域は、丹後半島経ヶ岬と福井県越前岬を結ぶ線並びに正面崎の府県境と同地点から真方位24度1.2kmの点と舞鶴市毛島から真方位84度1.5kmの点を結ぶ線とその点から真方位0度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域のうち、由良川水域(昭和49年京都府告示第179号に定める水域をいう。)及び舞鶴湾水域(昭和50年京都府告示第138号に定める水域をいう。)を除いた水域である。このうち、
  - 宮津湾は、宮津市黒崎の突端と世屋川河口左岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた水域のうち阿蘇海に係る部分を除いた水域である。
  - 阿蘇海は、宮津市の大天橋、小天橋及び陸岸により囲まれた水域である。
  - 若狭湾は、上記(1)、(2)を除いた若狭湾西部水域である。
- 山陰海岸東部水域は、京都府と兵庫県との境界である陸岸から、京都府と福井県の境界である陸岸の地点に至る地先海域であって、若狭湾西部水域(昭和51年京都府告示第415号に定める水域をいう。)及び舞鶴湾水域(昭和50年京都府告示第138号に定める水域をいう。)に係る部分を除いた水域である。このうち、
  - 山陰海岸は、山陰海岸東部水域のうち、久美浜湾に係る部分を除いた水域である。
  - 久美浜湾は、山陰海岸東部水域のうち、京丹後市久美浜町小天橋及び陸岸により囲まれた水域である。

## (3) 全窒素及び全リン(海域)

あてはめ水域名	設定の種類及び年月日	見直しの状況	該当類型及び達成期間	地点統一番号	環境基準地点名 ((2)と同じ緯度・経度)	範囲
舞鶴湾(ア)	府8.3.29		IIイ	601-1	念仏鼻地先	別記1の水域
				601-2	檜崎地先	
舞鶴湾(イ)	"		IIイ	602-1	キンギョ鼻地先	別記2の水域
				602-2	恵比須崎地先	
宮津湾	"		IIイ	603-1	江尻地先	別記3の水域
				603-2	島崎地先	
阿蘇海	"		IIハ	604-1	野田川流入点	別記4の水域
				604-2	中央部	
				604-3	溝尻地先	
久美浜湾	"		IIロ	607-1	湾口部	別記5の水域
				607-2	湾奥部	

- 別記1 舞鶴市捨松塔から279度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域並びに同市ミヨ崎から190度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域である。
- 舞鶴市金ヶ塔から31度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域のうち、舞鶴湾(ア)に係る部分を除いた水域である。
- 宮津市黒崎と同市波見崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた水域のうち、阿蘇海に係る部分を除いた水域である。
- 宮津市の大天橋、小天橋及び陸岸により囲まれた水域である。
- 久美浜 宮津市の大天橋、小天橋及び陸岸により囲まれた水域である。

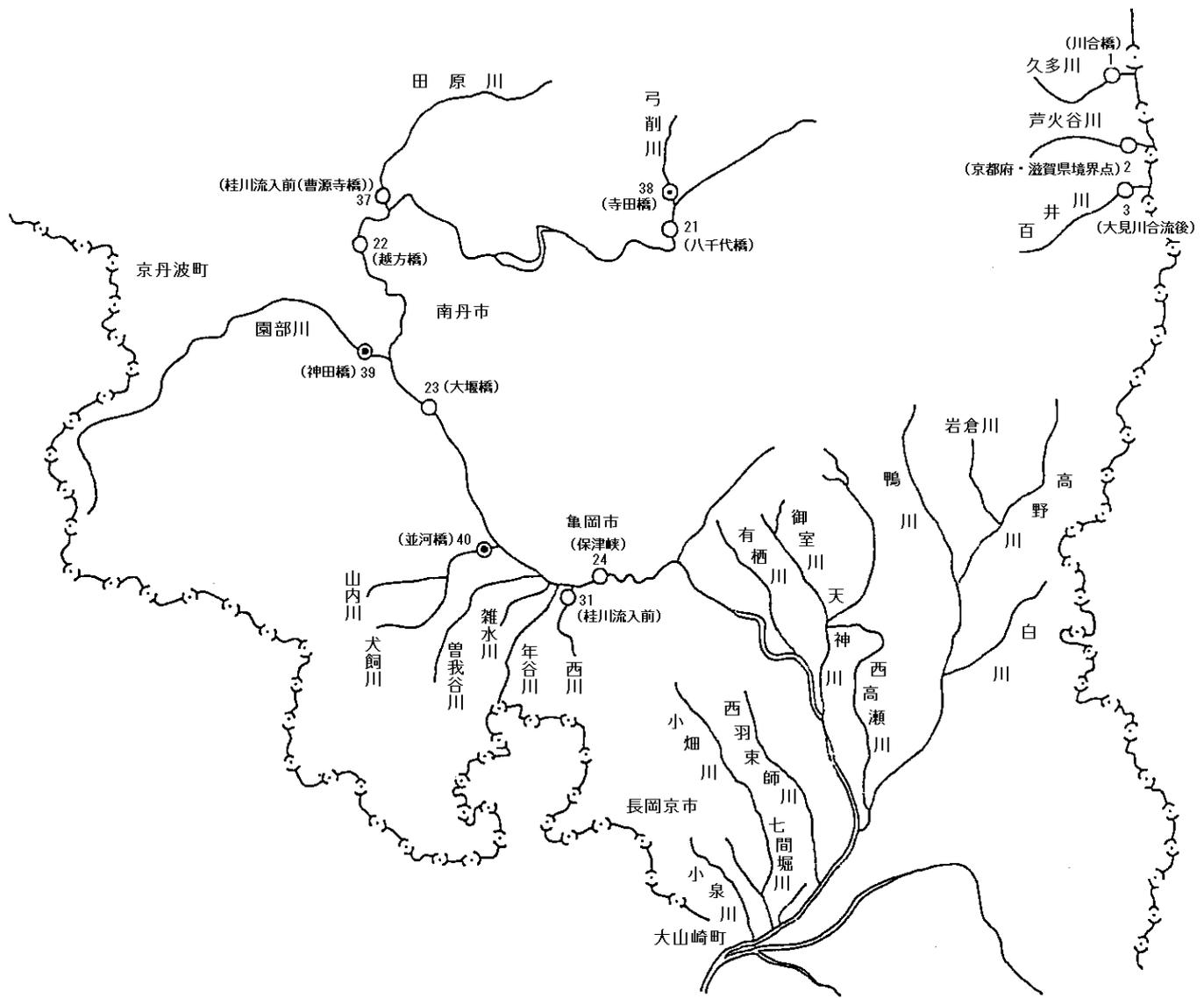
# 別図 1 公共用水域水質測定地点



## 凡例

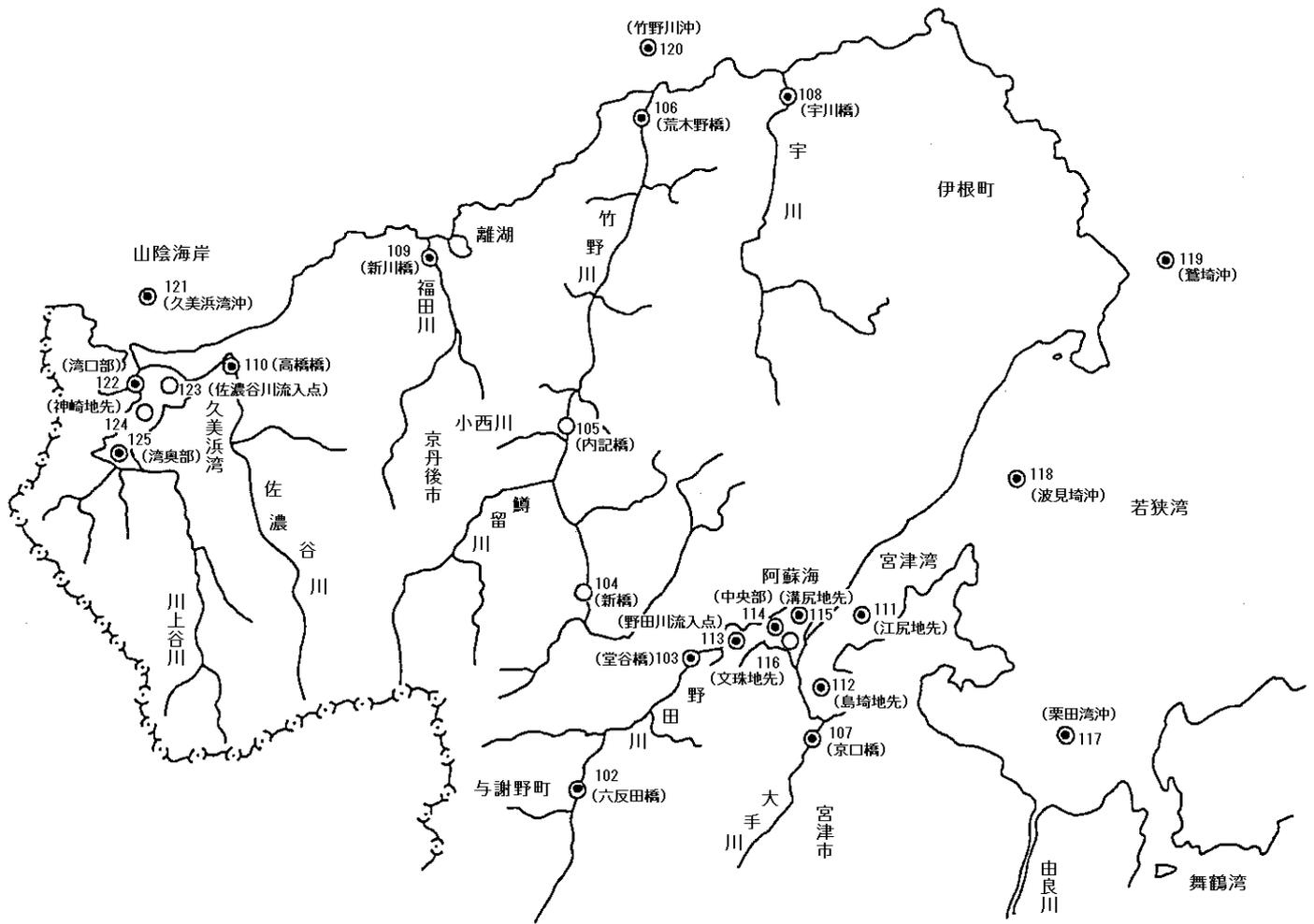
- 1 番号は測定点番号、( ) は測定地点名である。
- 2 ○印は測定地点、◎印は環境基準地点を示す。

## 測定地点 (1)

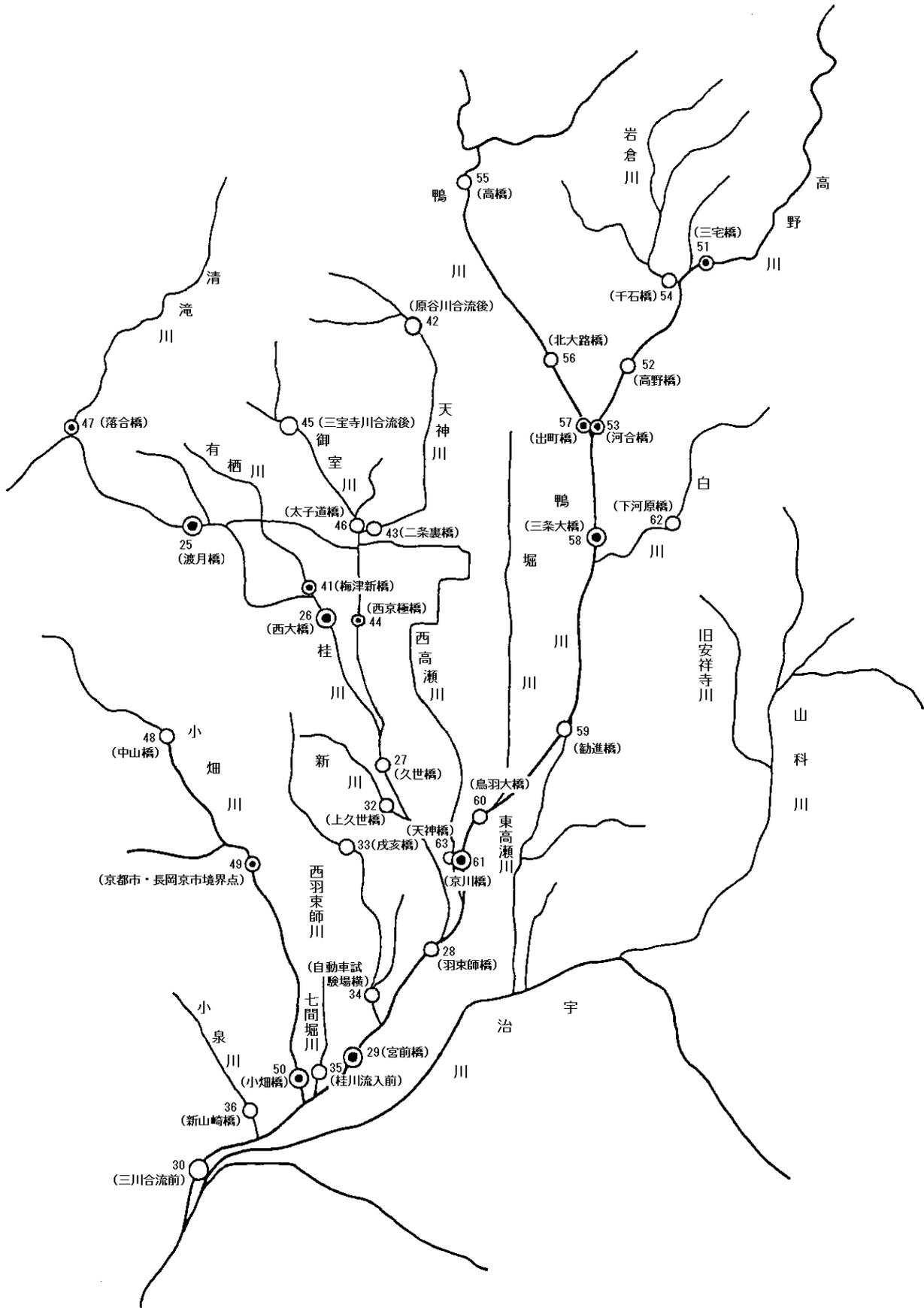


測定地点 (2)

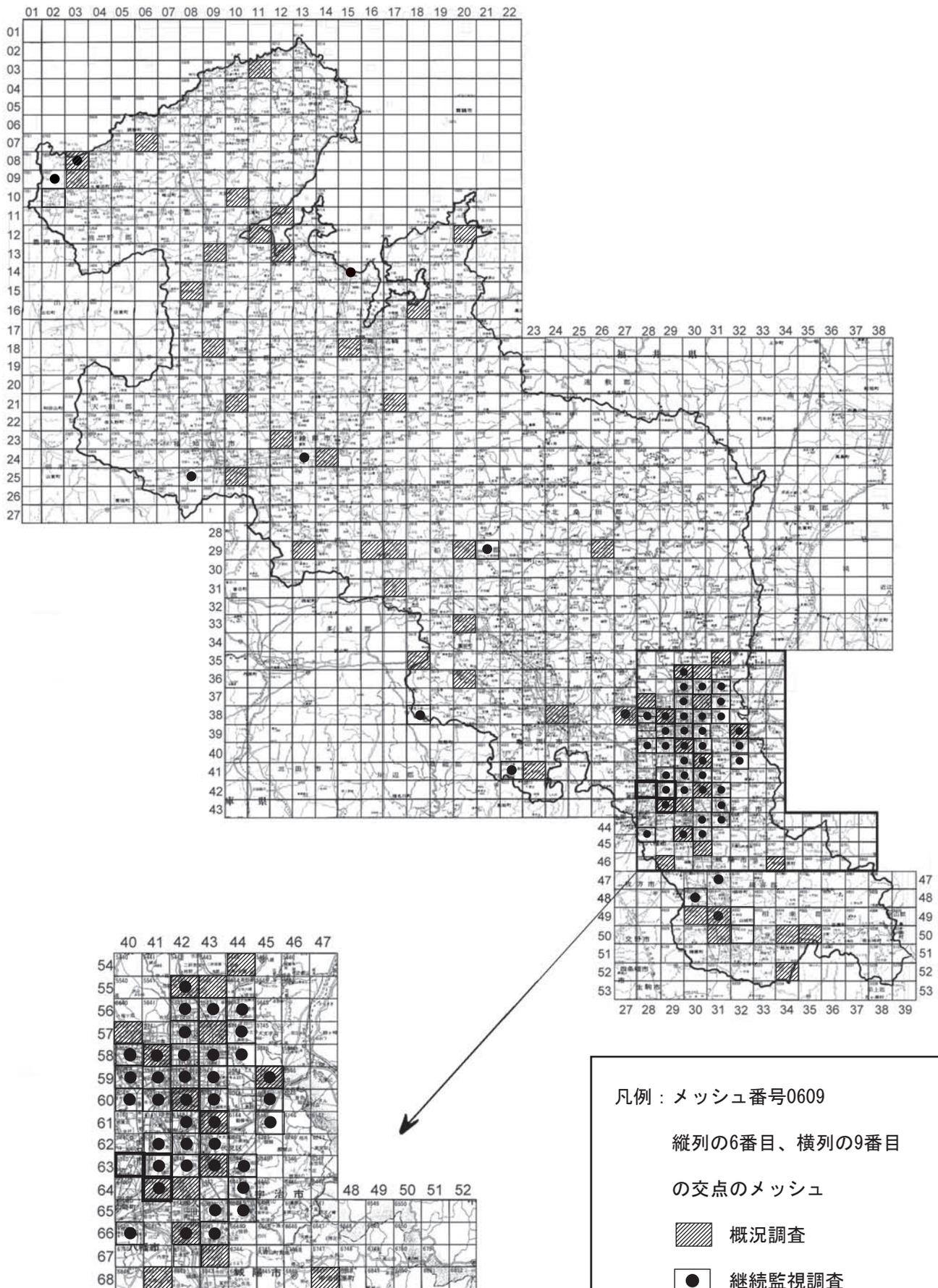




測定地点 (4)



測定地点（5）（京都市内詳細図）



別図2 地下水水質測定地点



## 平成24年度公共用水域及び地下水の水質測定計画

発行 京都府文化環境部環境管理課

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話 075-414-4711

FAX 075-414-4710